

報告第15号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂積亮次

専決第7号

工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月9日専決

新城市長 穂積亮次

| | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | し尿等下水道投入施設建設工事（設備関係） |
| 2 | 工 事 場 所 | 新城市庭野字向河原地内 |
| 3 | 変更前請負契約金額 | 306,464,040円 |
| 4 | 変更後請負契約金額 | 309,086,280円 |
| 5 | 今回変更による増額 | 2,622,240円 |
| 6 | 契約の相手方 | 名古屋市千種区今池南29番16号 共和化工株式会社名古屋支店 支店長 永田光三 |